



会務通信

Web版

No.326

【令和4年7月号】

会員数 / 個人会員 1,065 名
法人会員 59 法人(6月1日現在)

- ◆ 令和4年度スタート **会長 梅村 守**
- ◆ 地域福利増進事業中間報告 **副会長 大岩 芳伸**
- ◆ 境界問題相談センターニュース No.45
- ◆ 定時総会を終えて **総務財務部部員 溝口 誠**
- ◆ 企画研修部会報告 **企画研修部部員 林 和雄**
- ◆ 企画広報部会報告 **企画広報部部員 三宅 友広**
- ◆ 第2回理事会報告 **企画広報部理事 佐野 潤**
- ◆ 支部紹介 名古屋西支部(第9回) **広報委員 近藤 正行**
- ◆ 事務局からのご案内
- ◆ 編集後記

令和4年度スタート

会長 梅村 守



7月となり、測量作業には辛い暑い夏を迎えました。困難な国際、国内情勢の中、今後の日本の行く末を決定する重要な参議院選挙も間近に控え、選挙活動も活発に行われています。今年は例年よりも暑い夏になりそうだという予報も出されています。私は、こんな暑い夏の測量作業に「一般社団法人調査士愛知協働会」で購入した空調服を着用しています。この空調服の特徴は、背中の内側にポケットがあって、そこに、はがき位の大きな保冷剤を入れることができます。その保冷剤が背中をひんやりとさせてくれます。皆さんも試してみてください。

4月の各支部の総会、5月27日の本会定時総会、6月21日、22日の連合会定時総会が無事終了しました。この連合会定時総会は3年ぶりに全国から構成員全員が東京ドームホテルに集い、活発な議論が交わされました。また、この会務通信が発行される7月1日には中部ブロック協議会の定時総会が開かれている予定です。

本会定時総会においては事業計画、予算のご承認をいただき、令和4年度も本格的にスタートいたしました。まだ、油断は禁物ですが、コロナ禍もようやく落ち着きを見せてきていますので、通常の生活が戻りつつあり、事業計画も予定通り遂行できるのではないかと期待をしています。

さて、昨年度から延期されていましたが「第 22 回あいち境界シンポジウム」を 7 月 13 日(水)、名古屋市公会堂において開催します。公嘱協会、政治連盟とともに開催する、年に一度の土地家屋調査士をアピールする重要なイベントです。

「住まい みち みらい」という主題、～住まいとまちの将来像 頻発・激甚化する災害新ステージへの備え～を副題として、令和の住宅政策の指針として閣議決定された住生活基本計画について、国、県、市の立場から講演していただきます。

講演者は、ご存じの大村秀章愛知県知事、禰亙田政信碧南市長、国土交通省住宅局の堀江直宏住宅産業適正化調整官です。ちなみに、この 3 人の方が講演していただけるようになったのは、日頃から地道に活動をされている政治連盟の大きな貢献があったことをここにご報告させていただきます。また、官公署の職員の方々への案内については、公嘱協会の堀寄理事長をはじめ、役員の方々にいつも多大なご協力をいただいておりますことをこの紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。



あいち境界シンポジウムのポスター

住生活基本計画とは、住生活の安定と向上を目的としたガイドラインのようなものですが、近年頻発・激甚化する自然災害についての防災、減災に向けた施策が推進されています。その施策の中に狭あい道路の解消問題が含まれています。ここ数年のシンポジウムにおいて取り上げてきた問題であり、一般の市民、地方議員の先生方、官公署の職員の方々に対して、土地家屋調査士の立場からその重要性を訴えるものとなります。会員の皆様も是非参加していただき、盛り上げていただきますようお願い申し上げます。

ここで話を本会定時総会に戻したいと思います。第2号議案において会則一部改正のご承認をいただきました。その中の一つとして会長指名理事の人数を従来の 3 名以内から 5 名以内に変更させていただきました。会務運営において、とても重要な部長職を担っていただく常任理事を専務理事とブロック長を除くと 13 名の理事から 6 名を選任するのですが、前期において 24 名の理事から 6 名程度を選んでいただけるとのことからすると選択の幅が狭くなっていました。この変化の時代で多様な会務運営の必要性からその選択肢を拡げるため、過去の理事経験者を中心として 2 名の増員をお願いさせていただきました。

増員という理事数を減らしていくという会の方針に反することになるのではという支部長会議の意見もいただき、ブロック長の扱いや支部推薦理事の人数も含めて現在の理事数(16 人)から増やさない運用をこの 1 年で検討していきたいと思っています。また、会長指名理事が 5 名となると、会長指名副会長 2 名と合わせて理事会構成員の過半数を超える可能性もあり、会長の独断専行を助長するのではないかとの懸念についても理事会や総会において意見をいただきました。そこは会長、副会長が会員による選挙で選ばれるということで抑止できると考えています。

任期の後半の 1 年を役員一同、制度の発展のため尽力してまいりますので、会員の皆様におかれましても体調には十分に留意され、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

地域福利増進事業中間報告



副会長 大岩 芳伸

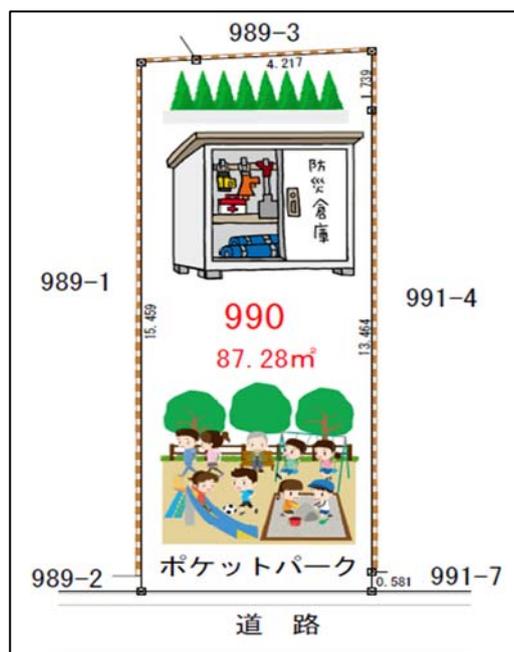
地域福利増進事業は、愛知会が土地家屋調査士制度 70 周年事業として令和 2 年度から取り組んでいる事業です。これは所有者不明土地に地域住民、その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために都道府県知事の裁定を受けることにより最長 10 年間の土地使用权を設定することで、所有者不明土地を利用した事業の実施が可能となるものです。

この所有者不明土地に最も接する機会の多い我々土地家屋調査士がこの問題に取り組むことで、国や国民にとって欠かすことのできない資格者であることをアピールする絶好の機会と捉え、進めてきました。

そこで、国土交通省が所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査の事業者募集を行っていましたので、令和 3 年 8 月 10 日に「所有者不明土地における地域福利増進事業の実施」という取り組み内容にて、国土交通省不動産建設経済局に応募書類を添付し、応募しました。

令和 3 年 9 月 3 日、国土交通省大臣官房土地政策審議官により、この取り組みが採択をされ、国の支援を受けながら愛知会の事業として進めていくことが正式に決定しました。

まずはじめに、所有者不明土地の選定を行いました。県内において、所有者不明で境界立会が困難だった土地として、県下の会員より、紹介いただいた内から 3 か所選定しましたが、2 か所においては、いずれも市町村に情報の提供を請求したところ、本人もしくは相続人より土地所有者等関連情報を提供することに同意しない旨の回答があったため断念をしましたが、今回は稲沢市祖父江町の土地で行うこととなりました。



申請にあたっては、私たちの専門分野である土地登記簿、土地閉鎖謄本、旧土地台帳並びに境界確定図を添付し、また地元での聞き取り調査等の報告書も併せて逐次報告を行ってきました。

地元での説明会はコロナ禍であったため、お住まいのみなさん全員への説明会は行えませんでした。地元役員会に出席をする機会をいただき、意見交換を行って賛同を得ることができました。地元の役員の方々には、ポケットパークの整備、防災倉庫の説明に、しっかりと耳を傾けていただきました。

地元自治会の役員会で提示した地域福利増進事業イメージ

若いお父様からは、この辺りは児童が安心して遊べるところが、小学校の校庭しかなく、スペースがあるのであれば、子どもが遊べる遊具を設置してほしいという意見もあずかりました。

令和4年2月22日には、国土交通省より指定された有識者5名の方に対して成果報告をZoom会議で行いました。当日は、7団体の成果報告がありましたが、士業団体は愛知会のみでした。約10分間の限られた時間でしたが、有識者の方々には、我々の取り組んできた内容と成果を報告することができました。

現在は、愛知県に対して仮裁定申請書を提出し、事前審査が行われています。その審査を受けて本申請をすることができたら、6か月間の公告の後、裁定がおりてからは、いよいよ現地での整備が始まります。整備が完了した後は、愛知県で初めて(全国で2例目)の地域福利増進事業地となりますので、十分な事前告知をした上で除幕式を行い、マスコミからも取材報告をしてもらい、土地家屋調査士の知名度、認知度の向上に繋がるように広報活動を行いたいと考えていますので、みなさん楽しみにしてください。

また令和4年5月31日には、国土交通省担当者5名、中部地方整備局担当者1名の方々に地域福利増進事業予定地の現地視察をうけました。

梅村会長より当事業の進捗状況等を報告し、伊藤顧問からは、土地家屋調査士の所有者不明土地問題への取り組みと、この事業に対するこれまでの経過、そして意気込みについての説明を行い聞いていただきました。



現地視察で説明をする梅村会長と伊藤顧問

国土交通省担当者からは、当会の取り組みについて激励をいただくとともに、全国の土地家屋調査士が当事業に手を挙げることに期待するとの挨拶をいただきました。

今回の視察同行は、土地家屋調査士による隣接土地の所有者不明の場合における筆界確認業務について、現地で国土交通省担当者にリアルな説明ができた貴重な機会でした。また、所有者不明土地問題と現場で直面している唯一無二の資格者団体であることもアピールできた絶好の機会でした。

国土交通省のホームページに、愛知会の取り組みが掲載されていますので、是非ご覧ください。

○国土交通省ホームページ

所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進事例構築推進調査

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/totikensangyo_tk2_000124.html

愛知県土地家屋調査士会
境界問題相談センターニュース



No.45

今回は、日本土地家屋調査士連合会 ADR センターにより作成された「令和 2 年度の土地家屋調査士会 ADR センター運営報告書」に記載されている内容(数値データ)の一部から、全国の ADR センターの現状と、その中における「あいち境界問題相談センター」の現状について見てみたいと思います。

*** 令和 2 年度の一年間の紛争解決手続の新規受付件数 ***

0 件 32 会、1~3 件 15 会、4~6 件 2 会、7 件以上 1 会
受付総数(全国) 42 件、最高 9 件、平均 0.8 件/年

(なお、現在、全国 50 会の土地家屋調査士会に ADR センターが設置されています。)

上記の結果を見てわかることは、全国の土地家屋調査士会に ADR センターが設置されて、かなりの年月が経っていますが、現在もほとんど利用されていないということです。

全国平均で、1 年間で 1 件に達していないということです。店は開店しているのに、閑古鳥が鳴いている状況です。この状況は、令和元年度とほとんど変わっていません。(令和元年度は、全国平均 1.0 件/年でした。)

そのような状況の中で、嬉しいことは、令和元年度に引き続き、愛知会の「あいち境界問題相談センター」の新規受付件数が、**全国 1 位の件数(9 件)**であったことです。

法務局の筆界特定手続の申請件数が、名古屋法務局管内だけで、100 件を超えるような勢いに比べると、まだまだだとは思いますが、無料・減額キャンペーン中であったことを考慮しても、以前に比べて申立件数が着実に増えていることは、センターに関係している者にとっては、嬉しい限りです。

愛知会の ADR センターの良いサイクル！！

過去 4 年間は、センターへの申立件数が、平成 30 年度(4 件)、令和元年度(10 件)、令和 2 年度(9 件)、令和 3 年度(5 件)と全国トップクラスの実績で推移しており、それに伴い申立前の事前相談件数も毎年かなりの件数があります。

事前相談や申立案件は、一つとして同じものではなく、内容は千差万別です。ADR センターとして、様々な案件を取り扱うことにより、ADR センターや、センターに関わる調停人、運営委員等のスキルも上達し、紛争解決に向けてのノウハウも年々蓄積されています。そして、さまざまな境界紛争に対して、的確な対応を取ることができるようになってきました。今後も申立件数が

増加する可能性がありますので、良いサイクルとなっており、ますます、進化を続けていきたいと思えます。

愛知会の「あいち境界問題相談センター」をもっとご活用ください！！

愛知会の ADR センターである「あいち境界問題相談センター」は、利益を上げるというより、筆界の専門家である土地家屋調査士が、その能力をいかし、法律の専門家である弁護士と共同で調停人となり、多くの方々が悩んでいる境界紛争の解決に関与して、紛争解決に導くことにより、社会に貢献することを目指したものです。そのため、現在は、土地家屋調査士のみならず、一般の方々ができる限り利用しやすい価格設定となっています。

また、最近、個人的に相談された際には、「法務局の筆界特定の申請をする前に、是非、ADR センターの申立てを行ってみてください。」とお勧めしています。私は、法務局の筆界特定と調査士会の ADR センターは、内容面では、全く異なる紛争解決の制度設計がされており、どちらか一つを選ぶというより、「ADR センター → 筆界特定」、すなわち、紛争解決の守備範囲の広い ADR センターで解決できない場合、その後に筆界のみを扱う筆界特定制度を利用するとした方が、境界紛争を解決するには、合理的ではないかなと考えています。

是非、境界問題で悩んだときは、「あいち境界問題相談センター」を思い出してください。そして、まずは、調査士会の中にあるあいち境界問題相談センター事務局か、お近くのセンター運営委員まで、お気軽にお問い合わせください。

(あいち境界問題相談センター副委員長 都築 功)

(あとがき)

今回の記事のように当センターは、全国でも有数の申立てがされており、境界紛争の解決に導いています。

当センターは、今後も、筆界特定かADRかを土地家屋調査士の業務の解決の手段の一つとして役立てるADRとなるように、会員や一般の方への周知に努め、もっと申立てを利用しやすいセンターとなるよう努力していきます。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

利用料金のお知らせ

申立費用	3,300円
調査費用	33,000円(必要に応じて)
期日費用(申立人から初回のみ)	7,700円
成立費用	110,000円

※上記金額には消費税が含まれます。

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。
“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター(愛知県土地家屋調査士会内)
電話番号 052(586)1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。



定時総会を終えて



総務財務部理事 溝口 誠

今回の会務通信を担当します総務部の名古屋東支部溝口です。5月27日に定時総会を開催され、会員の皆様のおかげをもちまして、スムーズに総会が終えられた事を感謝します。総会直前に懇親会を中止し、会員の皆様には迷惑をお掛けしました。また、総会資料が会員のもとに届くことが遅れたことを重ねてお詫びします。今回の総務部会において、対策を議論しましたが、よい意見が出ずに今後の課題になります。

私は、理事3年目で初めてコロナ禍でない総会に参加させていただきました。過去2回の総会は大変な形で開催をしておりましたので、コロナ禍でない通常の総会の様子が分からず、右往左往しておりましたことは、ご愛敬ということでご勘弁ください。

今回の総会はYouTubeによりライブ配信しましたが、いかがでしたか。感想など、会員の皆様のご意見をお聞かせいただければありがたいです。今後は、一方的な配信だけでなく「新しい愛知会の定時総会」を、総務部では模索していくことになると思います。

今回の部会では、総会についての総括が部会の議題に上がりました。私自身は、反省点は無かったのですが、部員の方々から活発な意見が出て、いろいろな視点があると感心して意見を聞いておりました。

今年度も、難しい議題が出てきておりますが、会員の皆様のご意見をしっかり聞きながら円滑に会務をこなせるように協力していきたいと思っております。来年こそは、総会後に懇親会にて皆様とお会いできることを楽しみにしております。



令和4年度定時総会

会場: ANA クラウンプラザホテルグランコート名古屋

企画研修部会報告



企画研修部部員 林 和雄

皆様こんにちは。知多支部の林和雄と申します。

前回、私が担当した会務通信で、支部対抗親善ソフトボール大会のことを書きました。知多支部では、5月14日の大会に向けた事前練習が行われ、知多支部が One Team になれたと感じていた矢先、直前に大会が雨天予報のため中止となり、とても残念でなりません。大会実行委員長の苦渋の決断でやむを得ないことなので、今からは来年の大会に向けての体力作りに励みたいと思います。



さて、6月1日に開催された第3回企画研修部会の報告を申し上げます。詳細につきましては、会議録を本会ホームページに掲載していますので、ご覧になってください。企画(業務)部と研修部とが合同で行うことと、別れて行うことがあります、今回も議題は満載です。

合同

1. 報告事項(理事会報告等)
2. 各委員会・PT 報告等

企画(業務)部担当

1. 令和4年度の事業計画について検討
2. 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針について
3. 勉強会について

研修部担当

1. 第1回定例研修会の件(名古屋・豊橋会場)
2. 第2回定例研修会の件
3. 第3回定例研修会の件(eラーニングシステム導入)
4. CPD の件

最後に、会務通信などのいろいろな機会に、コロナ禍のことに触れずに済むときが来ることをお祈り申し上げます。

企画広報部会報告



企画広報部部員 三宅 友広

令和4年度第3回企画広報部会が令和4年6月2日(木)に本会参集で会議が行われました。現在の企画広報部会は、効率化と連携強化の観点から広報部と企画(社会事業)部の2つに分かれて議論を重ねています。議題は以下となります。

合同(広報部・企画(社会事業)部)

1. 理事会報告
2. 各委員会 PT 報告
3. しずおか境界シンポジウム

広報部

1. 懸垂幕について
2. 動画作成について
3. 新聞広告について
4. 地図読み人について
5. 名古屋自由業団体連絡協議会について
6. その他

企画(社会事業)部

1. インターンシップについて
2. 中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会について
3. その他

上記のように様々な協議が進行中ですが、その中でも特に注目するのは、令和4年7月13日(水)13時30分から「第22回あいち境界シンポジウム 住まい みち みらい」～住まいとまちの将来像 頻発・激甚化する災害新ステージへの備え～ の開催ではないでしょうか。本来であれば、2月に開催するはずでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となっていました。

土地家屋調査士にとって、密接に関係する土地・建物・道路に加え、将来起こりえる南海トラフ巨大地震等の災害。それらに対して常日頃から強い意識をもって日頃の業務に邁進していることでしょう。とは言っても所詮人間ですから常日頃から強い意識を継続することなんて難しいと私は考えます。

気持ちを引き締め直すいい機会ですので真夏ではありますが、愛知会会員の皆様には是非、あいち境界シンポジウムへの参加のほど、よろしく願いいたします。

第22回 あいち境界シンポジウム
住まいみちみらい
住まいとまちの将来像
頻発・激甚化する災害新ステージへの備え

講演1 静岡市長 榑宜田政信氏 市民のためにあずべきこと
～世界に誇る静岡市をめざして～

講演2 愛知県知事 大村秀章氏 "Heart" of JAPAN を目指して

講演3 国土交通省住宅局 住宅政策課 住宅政策室長 堀江直宏氏 新たな住生活基本計画 (全国計画)

日時 令和4年 7月13日 水曜日 13:30 開会

会場 名古屋市公会堂 大ホール

詳しくはこちら

当会ホームページ
あいち境界シンポジウム

第2回理事会報告

日時：令和4年5月25日(水)午後2時00分～同5時48分

会場：本会会議室

議事に先立ち、梅村会長から挨拶があった。主な内容は次のとおりである。定時総会における懇親会を新型コロナウイルスの感染状況からみて中止した件、定時総会の質問受付期間延長の件、名古屋法務局不動産表示登記事務取扱規程が施行される件である。

議事録署名者に佐野理事、溝口理事が指名され、理事会が開催された。以下、議事について報告する。

【協議・審議事項】

1. 選挙管理委員の選出について

渡辺総務部長から説明がされた。令和5年度は役員選挙の年であり、選挙管理委員会を組成するための人選につき、協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 事務局夏季賞与の支給案について

樹神財務部長から説明がされた。事務局職員給与規程により、事務局職員の賞与支給につき、協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

3. 懸垂幕合意書について

大岩副会長から説明がされた。隣地使用に関する合意書につき、協議・審議した結果、詳細については大岩副会長に一任の上、全員賛成で可決承認された。

【協議事項】

1. 補助研究員募集について

岸田副会長から「測量誤差と一点一成果の考え方」の研究を進めるにあたり、担当研究員の他に補助研究員を採用し、またそのために募集案内を広く愛知会会員に配信配布することについて説明がされた。協議から審議に変更することに全員賛成で可決、審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 令和5年度以降の役員について

渡辺総務部長から、会長指名理事を3名から5名以下にすることによる理事数の増加について説明がされた。過去において理事が削減されてきた経緯やブロック制、支部の状況等につき、検討事項があり、継続協議とされた。

3. 支部会計について

樹神財務部長から、支部が支給する支部役員への弁償費の源泉徴収について、支部に代わり本会が主体となり、源泉徴収義務を果たすことを前提とした提案につき、協議がされた。本会や支部の事務負担増や法人住民税(均等割)の問題も含め、6月の支部長会議に提案することとし、継続協議とした。

4. インターンシップについて

河合企画副部長から、インターンシップ学生受入会員の募集方法について説明された。企画(社会事業)部で、あらかじめ受け入れ可能な事務所の名簿を作成し、募集の詳細につき、部会での検討事項とした。

【報告事項】

1. 来館者及び電話相談の集計について
2. 表示に関する登記における筆界確認情報の取り扱いに関する指針について
3. 第1回勉強会講師料支払いについて
4. 第1回定例研修会の件
5. 第2回定例研修会の件
6. 第3回定例研修会におけるeラーニング導入の件
7. 年次研修の日程決定の件
8. 東海工業専門学校での講演会について
9. あいち境界シンポジウムについて
10. 地域福利増進事業について
11. 協働会で販売する用品の値上げについて

【その他】

1. 定時総会の確認事項について
2. 定時総会質問について
3. 調査士の日表示登記無料相談会について

最後に田宮監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

(企画広報部理事 佐野 潤)

支部紹介 ～名古屋西支部～

第9回



愛知県土地家屋調査士会の各支部で行われている事業や
県内各地域の特色を支部選出の広報委員が紹介します！

名古屋西支部は、名古屋法務局本局管内と津島支局管内に分かれています。

本局管内では、中村区、西区、清須市となり、津島支局管内では、津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡大治町、蟹江町、飛島村となっています。

令和4年4月1日の会員数は99名で、内訳は本局管内で57名、津島支局管内で42名となっています。法人会員数は6法人です。

ここ数年の会員数の推移は、100名前後を保っている状況です。

昨年度の支部活動としては、支部研修会と支部勉強会をそれぞれ1回ずつ開催し、地区別ブロック懇談会(地区は本局管内と津島支局管内の二つに分けています)を2回開催、合同ブロック懇談会を1回開催し、これに加えて無料登記相談会を1回ずつ地区で分けて行っています。

コロナ禍のため中止になった事業としては、毎年中村公園で行っている無料登記相談会と支部研修日帰り旅行です。また、名古屋西支部では、ゴルフ同好会、ソフトボール同好会、釣り同好会と三つの同好会がありますが、昨年度はコロナの影響もあり、ゴルフ同好会しか活動できていませんでした。

振り返れば、愛知会や他の支部と同様にコロナの影響を大きく受けた令和3年度でした。この令和4年度からは、Jリーグの声出し応援が可能になったことが一つの現れとして、活発な支部活動が行われることを私は期待しています。

さて、単なる事実としてここに書きますが、名古屋西支部の定時総会は『長い』ということを他支部の会員からよく耳にします。数年前の定時総会では、来賓の入場時間が押している状況でも、ひたすら審議を続けていたこともありました。それだけ支部活動に強い思いを持った会員が多いのだと私は思っています。

名古屋西支部には、津島市があります。この津島市は鎌倉時代から木曾三川を渡って尾張と伊勢を結ぶ要衝『津島湊』として発展した街です。また、津島のお祭りとして、尾張津島天王祭が有名です。このお祭りは津島神社の祭礼として600年近くの伝統を誇り、全国の数ある夏まつりの中でも最も華麗なものといわれ、ユネスコ無形文化遺産にも登録されています。

一度、このお祭りを体験してみても、いかがでしょうか？

(広報委員 近藤 正行)



写真は、フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』から抜粋

事務局からのご案内

7月の予定

- 1～2日 中部ブロック定時総会(石川会)
- 5日 総務・財務部会、事務局運営委員会
- 6日 企画(業務)・研修部会
- 7日 企画(社会事業)・広報部会
- 8～10日 第17回特別研修(基礎研修)
- 13日 第22回あいち境界シンポジウム
- 14日 研究所全体会議
- 19日 年次研修委員会
- 20日 理事会
- 27日 支部別研修担当者会議
- 29日 第1回定例研修会(豊橋会場)

事務所変更

鈴木 博貴(名古屋西支部)

愛知第 2473 号

〒452-0943

清須市新清洲五丁目 6 番地 3

TEL・FAX は変更なし

田中 真治(名古屋西→熱田支部)

愛知第 3050 号

〒454-0971

名古屋市中川区富田町大字千音寺字西川
岸塚 1315 番地 4

TEL 052-462-8246・FAX 052-462-8247

尾崎 敬介(東三支部)

愛知第 3062 号

〒441-0105

豊川市伊奈町市場 125 番地 2

TEL 0533-72-2615・FAX 0533-79-4700

事務所の TEL・FAX の変更

堀口 亮(名古屋東支部)

愛知第 2075 号

TEL 052-908-1779・FAX は変更なし

土地家屋調査士法人の入会

土地家屋調査士法人共立測量登記事務所

従たる事務所(名古屋北支部)

(主たる事務所は東京都渋谷区)

R4.3.28 入会(01-0041-18-0032)

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目 3 番 23 号

丸の内和波ビル 5F

TEL 052-211-9202・FAX 052-211-9203

社員:愛知第 3074 号 小島 健

土地家屋調査士法人鈴木一郎事務所

(名古屋東支部)

R4.6.1 入会(18-0044)

〒463-0003

名古屋市守山区下志段味字東新外 567 番地 1

TEL 052-739-2511・FAX 052-739-2512

社員:愛知第 3035 号 鈴木 一郎

退会者

後藤 鎌一(名古屋東支部)

愛知第 1252 号/昭和 41 年 2 月入会

訃報

森 實(名古屋東支部)

愛知第 1727 号/昭和 55 年 1 月入会

令和 4 年 6 月 9 日逝去(72 歳)

謹んでご冥福をお祈りいたします

業務に関するお知らせ(5月18日から6月20日まで)

- 5月30日 マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて
- 5月31日 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて
- 6月9日 「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(いわゆる骨太の方針 2022)について
- 6月9日 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会の研究報告書(第2版)の公開について
- 6月9日 「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」の取扱いについて
- 6月20日 土地家屋調査士業務取扱要領別紙類の別紙の追加について
- 6月20日 マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について
- 6月20日 土地家屋調査士制度制定 70 周年記念サイトの公開について
- 6月20日 令和4年度地籍整備推進調査費補助金(民間事業者等直接交付分)(第2回)の募集開始及び「国土調査法第19条第5項指定申請の手引」の改訂について

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。



編集後記

今年の夏は暑くなると予想されています。梅雨明けが宣言されたら夏本番ですね！今のうちに夏の暑さを凌げる心と身体の「準備」が大切です。仕事も遊びも充実し「燃焼」できるように「準備」を意識していきます。「準備」と「燃焼」で、この夏をのりきりましょう！愛知会梅村会長の2年目の年が充実した一年になるように広報委員会としても、しっかりとバックアップしていきます。



(広報委員長 藏座 卓也)

■ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

■発行人／梅村 守

■発行所／愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号 TEL 052-586-1200